



ともに…

Ad : 〒849-1322 佐賀県鹿島市浜町甲4020番地
 Tel : 0954-63-5245 FAX : 0954-62-6091
 E-mail : tobu-kashima-j@education.saga.jp
 HP : <https://www.education.saga.jp/hp/tobu-kashima-j/>

学校教育目標

郷土を愛し・健やかな心身を育み・ともに伸びる

～ 体育大会へ向けての活動が始まりました。～

4月25日(月)から、5月15日(日)の第61回体育大会に向けての全校的な取組が始まりました。体育大会実行委員会・応援リーダーの活動やバックパネル・衣装の制作は、前の週より活動は始まっていますが、全校一斉に活動が始まったのは、25日になってからです。25日・26日は、種目決め等の出場競技に関する活動が各学年で行われました。27日(水)には、結団式が行われ、全校生徒が揃っての活動の開始です。



各団でリーダーのあいさつ



体育大会実行委員長からの話

28日(木)からは、体育主任の前田先生を中心に全体練習が始まり、青・赤・黄の各分団に分かれての応援練習が始まっています。全体練習では、隊形の動きや声のかけ方など1回目から、きびきびとした動きが見られました。体育の時間の先生方の指導と東部中学校生徒の意識の高さが、このような動きを作っているものと思います。本番に向けて、さらに磨きをかけてもらいたいと思います。各団の応援練習もリーダーを中心に行われました。15日の体育大会の当日には、各団の素晴らしい応援が見られるのを楽しみにしています。各団で一致団結して頑張ってください。



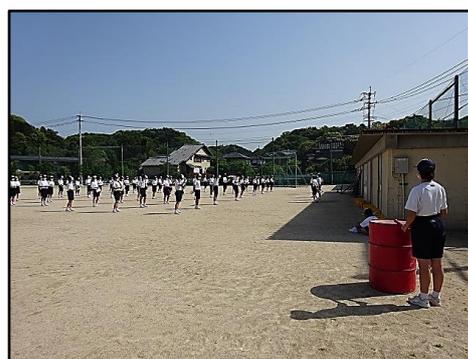
青空のもとでの全体練習



黄団の応援練習の様子



青団の応援練習の様子



赤団の応援練習の様子

～ インターネット利用について ～

入学式の折には、新入生の保護者の方へ生徒指導主事の副島政典先生より、「インターネットの利用」についてお話をさせていただきました。生徒の皆さんには、4月12日(火)の生徒指導集会の時に、「インターネットの利用」について話がありました。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、紙面決議となりましたPTA総会の資料と一緒に、鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」及び鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」の「家庭掲示用」を配布させていただいております。その中でも、保護者様へのお願いとして「携帯電話やスマートフォンは、原則所持させない。」とされています。さらに、インターネットの安全利用についてのお願いも記載されています。このような取組については、「鹿島市教育委員会」「鹿島市PTA連合会」「鹿島市小中学校校長会」から提言をされて、それに伴って、学校でも利用に関する指導を行っています。今日の情報化が進んでいる中で、インターネットの利用を禁止することはできません。各家庭でのご理解とご協力のもと、「インターネットの安全利用」をお願いしている次第です。何よりも各家庭のお子様がインターネットの利用に際して、「被害者」にも「加害者」にもならないことを願っています。各家庭でのインターネットや携帯電話・スマートフォンの利用については、個人情報観点から、学校が立ち入れる所ではありません。場合によっては、学校をこえて、警察がかかわる事案となってきます。そのためにも、各家庭でインターネット等を使う者としての責任と自覚を持っていただきたいと思っています。学校の方では、「情報セキュリティや情報リテラシー」についての啓蒙を学校活動の様々な場面で折に触れて行ってまいりました。今後も継続して行っていきます。

再度、生徒指導部より伝達した内容について掲載いたします。ご家庭の方でも、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 他人のID、パスワード、アカウントを勝手に教えたり、不正に使用したりしない。

他人のID、パスワードの不正使用の行為は、犯罪（不正アクセス禁止法）になります。

○ 個人情報を簡単に教えない。（ネット上に載せない、登録しない。）

SNSで氏名、在籍校、顔写真等の個人情報の公開や送信を行うと、つきまといや脅迫、迷惑メール等のトラブルに巻き込まれる危険性が格段に高まります。

○ 出会い系など危険なサイトにアクセスしない。

サイトの中には出会い系のか判断がつかないようなサイトもあります。興味本位でアクセスしたり、知人が使っているからといって安易に信用しアクセスしたりしないようにしましょう。

○ オンラインゲームで高額な課金をしない。

ゲームに夢中になり、高額な課金を行う可能性があります。1回行ったことがエスカレートし、取り返しのつかないようになってしまいます。

○ 人を傷つけるような書き込みをしない。

SNSで他人への誹謗中傷等、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり、いじめ等の問題行動になります。

○ ふざけて写真を掲載したり、動画を投稿したりしない。

SNSで飲酒、喫煙等の不法行為（または疑いのある行為）等の不適切な写真や悪ふざけ動画等を公開すると、自身の評価や信頼を下げ、相手を傷つけることとなります。内容によっては損害賠償を求められるような事件になることもあります。

(著作権を侵害したり、企業に損害を与えたりすることにもなります。) また、動画や写真は拡散し、将来にわたって消えることなく(デジタルタトゥー)として残り、一生その過ちを責め続けられます。結婚や就職などにも影響を与えます。

○ 自撮りし、相手に送信したり、相手に送信を求めたりしない。

SNSで18歳未満のわいせつな画像の公開や送信等を行うと、児童ポルノ禁止法違反等の行為にあたります。

○ SNSなどで知り合った人と安易に会うことはしない。

ネットだけでは本当の姿はわかりません。かんたんに信用し、実際に会う約束をして生命、身体の危機に関わる事件や事故、犯罪も発生しています。



※ 東部中学校ホームページ(右のQRコード)に「学校だより」をアップしています。

写真やイラストなどカラーで載っていますので、是非ともご覧ください。

